

○戸田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月25日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (5) 品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

2 市長は、前項各号に定める図書のほか、必要な資料の提出を求めることが

できる。

(軽微な変更に関する証明書)

第3条 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に係る内容が省令第44条の軽微な変更該当していると認める場合には、軽微変更該当証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、申請取下書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第5条 法第55条第1項の認定建築主は、低炭素建築物の新築等の状況について、法第56条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

(1) 法第56条の低炭素建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書(第4号様式)

(2) 前号に掲げる場合以外で報告を求められた場合 状況報告書(第5号様式)

(取りやめる旨の申出)

第6条 法第56条の低炭素建築物の新築等を取りやめようとする法第55条第1項の認定建築主は、取りやめ申出書(第6号様式)に省令第43条第1項の規定による通知に係る書面(法第55条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面)を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定は、平成27年6月1日から適用する。

附 則（平成29年規則第22号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和3年規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和5年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第 44 条の軽微な変更にあつてゐることを証する書面の交付を申請します。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	

※ 受付欄	※ 備考

注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第 5 の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

第2号様式(第3条関係)

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

戸田市長

下記の申請に係る低炭素建築物新築等計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 低炭素建築物新築等計画の概要
 - (1) 認定(変更認定)番号 第 号
 - (2) 認定(変更認定)年月日 年 月 日

注意 この証明書は、大切に保存しておいてください。

第3号様式(第4条関係)

申 請 取 下 書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄	※ 備 考

注意 ※印の欄には、記入しないでください。

第4号様式(第5条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したので次のとおり報告します。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名 又は名称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを確認 した建築士(工事施工者)の 氏名、住所及び登録(許可) 番号	
備 考	

※ 受 付 欄	※ 備 考

注意 ※印の欄には、記入しないでください。

第5号様式(第5条関係)

状 況 報 告 書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

低炭素建築物の新築等の状況について次のとおり報告します。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名 又は名称	
報 告 の 内 容	
備 考	

※ 受 付 欄	※ 備 考

注意 ※印の欄には、記入しないでください。

第6号様式(第6条関係)

取 り や め 申 出 書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

低炭素建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
取りやめの理由	
備 考	

※ 受 付 欄	※ 備 考

注意 ※印の欄には、記入しないでください。